



2010～2011年度

# 中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2010～2011年度  
国際ロータリー・テーマ

地域を育み、  
大陸をつなぐ

国際ロータリー会長  
レイ・クリンギンスミス

国際ロータリー2720地区 中津平成ロータリークラブ

会長 青木 秀 暢 幹事 土居 孝 信 会報担当 二反田新一 熊谷 直 輔 クラブ広報委員長 大和 裕 武

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

## 第1001回例会 平成22年11月18日(木)

●本日の例会プログラム 「向笠公園清掃」 社会奉仕担当

◎次回例会プログラム 「会員増強フォーラム」 会員増強担当



### 前回(1000回例会)の記録

平成22年11月11日(木)

#### ■ゲスト

大分県労政福祉課  
河野健造参事

#### ■ビジター

宿利公夫君  
(中津中央RC)

#### ■出席報告

会 員 数 25名  
免 除 者 数 1名  
対 象 者 数 24名  
本日出席者 19名  
欠 席 者 数 5名  
出 席 率 79.17%

#### ■前々回出席報告の修正

前々回欠席者 5名  
メイクアップ 1名  
欠 席 者 4名  
修正出席率 80.00%→ **84.00%**

#### ●メイクアップ

川崎(仙台平成RC)

#### ●欠席者

長野(修)、出納、松本、小野

◎ロータリーソング それでこそロータリー

#### ◎会長の時間 会長 青木秀暢

今日は我がクラブの例会の1000回記念日となります。第1回目は平成元年11月9日(木)でした。その時の資料を調べますと、会員数31名でスタートし、初代会長は向笠会員でした。その当時、167ヶ国の参加で、地区には474地区、クラブ数が24,416クラブ、会員数が1,707,000人でした。現在では200以上の国と、クラブ数は33,976クラブ、会員総数1,228,303人です。日本でのクラブ数は2,301クラブ、会員数は90,527人となっています。

会員数だけが、世界的にも減少してます。我がクラブは、2000回例会に向けてより魅力的なクラブ運営をする事により、会員増強をしたいものです。

#### ◎幹事報告 二反田副会長

●週報受理 竹田RC

●報告事項

・ICU東ヶ崎潔記念ダイアログハウス献金のお願

い  
・ロータリー家族月間「清掃および募金」活動



について

- ・米山奨学生卓話(パニットナンタナクン、ナッタニットさん)から、「謝金1万円を米山財団へ寄付してください」と送金頂きました。
- ・奄美義捐金16,000円 11/5に送金
- 理事会報告
- ・12月度例会プログラム--承認
- ・次年度理事候補者指名委員会による理事選任--11/25に繰り延べ
- ・11/18(木) 18:30~ クラブ協議会  
場所: グランプラザ中津ホテル 会費: 2,000円 対象者: 理事・各委員会委員長および担当者・地区管理運営委員長・3年未満新会員 ゲスト: ガバナー補佐 テーマ: ガバナー公式訪問について 以上、出欠確認
- ・姉妹交流会報告--4クラブ協議の上、今後の交流も毎年実施し、対年度は熊本平成RC担当で確認。
- ・出席免除者の件--向笠会員を承認
- ・プロジェクター購入の件(クラブ管理運営委員会)--第21期基金から120,000円を一般会計へ繰り入れ。10/25例会にて出席会員による「基金取り崩し」賛否投票実施。

「地域を育み、大陸をつなぐ」 “BUILDING COMMUNITIES BRIDGING CONTINENTS”



2010～2011年度

# 中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2010～2011年度  
国際ロータリー・テーマ

地域を育み、  
大陸をつなぐ

## ◎例会の食事メニュー

魚つみれとステーキの  
あったか御膳



## ◎委員会報告

### ・クラブ管理運営委員会 岩淵委員

本日例会終了後にクラブ管理運営委員会を開きますので宜しくお願いします。

## ◎ニコニコボックス 担当：ロータリー財団委員会

### ○加来会員

先月末からハワイへアメリカ歯周病学会に行って来ました。学会が、4日間毎朝8時から始まり、夜型の自分は苦労しました。ただ、ちょうどワイキキの大通りで、ハロウィンの仮装が見れて楽しかったです。週末に大分大学教授からの依頼されてたインプラントの講演が上手くいきました。

### ○辛嶋会員

1000回記念の料理という事で、どういう料理が出てくるのかと思ったら、ステーキが付いていて納得しました。記念の1000回という事で1人1,000円のニコニコをしませんか。率先して私からニコニコしたいと思います。

### ○青木会長

1000回という事でニコニコします。一言で1000回と言ってもすごい事です。2000回に向けて頑張りたいと思います。

### ○中津中央RC 宿利公夫会員

偶然にも記念すべき1000回例会に参加させてもらい、昼からステーキのご馳走を頂きました。

### ○二反田会員

1000回には22年かかるという事を実感として噛み締めています。渡邊さんと一緒にニコニコします。

### ○梶原会員

1000回記念という事で、永松さん、出納さん、岡野さんと梶原の4人分ニコニコします。

### ○大和会員

1000回おめでとうございます。

### ○川崎会員

江瀬さん、梶屋さん、岩淵さん、永松さん、熊谷さん、長野（定）さん、川崎の7名分ニコニコします。

### ○松本会員

久しぶりに出席したら1000回という事で、ラッキーじゃないですけど、縁があるなと思いました。ニコニコありがとうございました。

## ◎ゲスト卓話

「使用者のためのポイント労働法」

大分県労政福祉課 河野健造参事

### 1. 労働者を採用するとき

【労働契約】会社と就職しようとする人との間で、どのような条件で雇う、雇われるという約束を交わします。この約束のことを労働契約といいます。労働契約を結ぶときには、賃金の決定、支払いの方法、労働時間、休憩時間、休日、残業の有無などあらかじめ決めておかなければならないことがあります。労働基準法では、次の表の5つの事項については、必ず書面で明示しなければならないと規定されています。

【就業規則】就業規則とは、労働者の賃金や労働時間などの労働条件に関すること、職場内の規律、そのほか労働者に適用される各種の定めを明文化したもので、会社における法律のようなものです。常時10人以上の労働者を使用している事業場では、必ず就業規則を作成して、労働基準監督署に届け出なければなりません。また、就業規則を変更したときも同様に届け出が必要です。就業規則には、必ず記載しなければならない事項と、定めをする場合



は記載しなければならない事項の2つがあります。

## 2. 賃金

【賃金支払いの5原則】

- ①通貨払いの原則（賃金は通貨で、口座振替の例外あり）
- ②直接払いの原則（賃金は、労働者本人に）
- ③全額払いの原則（賃金からの一方的控除を禁止）
- ④毎月1回以上払いの原則
- ⑤一定期日払いの原則

（賃金は、毎月1回以上、一定の期日に支払日を決めて支払い）

【最低賃金】大分県 642円

【賃金からの控除】賃金は全額払いが原則ですが、法令に基づく税金、雇用保険料、社会保険料のほか、事業場の過半数労働者の代表者と書面の協定を結んで一部を控除する（例 社宅・寮費の控除）ことができます。

【休業手当】労働者が働ける状態にありながら会社側の都合により労働者を休業（働かせない）させた場合に、休業させた所定労働日について、平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません。

## 3. 労働時間と有給休暇

【労働時間】使用者は労働者を、休憩時間を除いて1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。これを法定労働時間といいます。なお、常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇場、保健衛生業、接客娯楽業の事業場については1週間に44時間の特例措置が認められています。

【休憩】労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければなりません。

【休日】休日とは、労働契約において労働義務がない日をいいます。毎週少なくとも1日、または4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。これを法定休日といいます。

【時間外、休日の労働と割増賃金】使用者が時間外労働、休日労働をさせる場合には労働者の過半数を代表する者との間で労使協定を結び、労働基準監督署へ届ける必要があります。また、時間外・休日・深夜労働をさせた場合には、使用者は割増賃金を支払わなければなりません。

【年次有給休暇】雇入れの日から6ヶ月間継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日間の年次有給休暇を与えなければなりません。6ヶ月に満たない短期契約を結んでいる労働者であっても、契約を更新し、継続して6ヶ月以上勤務するようになった場合には、使用者は、年次有給休暇を与えなければなりません。その後、勤続年数に応じて付与回数は増えます。

## 4. 退職と解雇

【退職】・退職は労働者の意思で自由にできます。

・有期契約労働者の途中退職は原則できません。

【解雇】法律で禁止されている解雇

- ①仕事でケガや病気による療養期間中と、その後出勤してから30日以内の解雇
- ②産前産後の休業期間中（産前6週間、産後8週間）と、その後出勤してから30日以内の解雇
- ③労働者の国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇
- ④行政官庁、労働基準監督官、労働委員会に申告したことを理由とする解雇
- ⑤労働者が労働組合員であること、労働組合に加入しようとしたことなどによる解雇
- ⑥労働者の性別を理由とする解雇
- ⑦女性労働者が結婚、妊娠、出産、産前産後休業をしたことを理由とする解雇
- ⑧労働者が育児・介護休業を申し出たこと又は取得したことを理由とする解雇
- ⑨公益通報をしたことを理由とする解雇

## ●大分県労政・相談情報センターをご活用ください

午前8時30分～午後5時15分まで

大分市大手町3-1-1 県庁舎本館1F

労働相談専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-601-540